

支部会員等に関する規程

2023年12月19日制定

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本山岳会東京多摩支部規約(以下「支部規約」という。)の「第3章会員及び支部会員に準ずる者」第5条から第7条の円滑な運営に必要な事項について定める。

第1章 支部会員

本章は支部規約第5条に基づく本支部の会員(以下「支部会員」という。)について定めるものである。

(支部会員の入会及び年会費)

第2条 支部会員は、公益社団法人 日本山岳会(以下「本会」という。)の会員であることを要する。

2. 支部会員は、支部規約第28条に定める支部会員会費(年額2,000円)を期限(毎年6月末)までに納めなければならない。
3. 本会の会員で、本支部への入会を希望する者は、所定の申込書を提出し、支部規約第28条に定める支部会員会費(年額2,000円)をすみやかに納めなければならない。ただし前年度の本支部が主宰する登山教室受講者は、次年度支部会員会費一年分を免除する。また本会の会員あるいは準会員で本支部に支部会員あるいは準会員として当年度入会したものが当年度本支部の主宰する登山教室を受講したものは、当年度支部会費一年分を免除する。
4. 年会費は、毎年会員宛に送付される郵便振替用紙を用いて納付する事とする。

(入会時期)

第3条 本支部への入会時期は、既に本会会員である者が支部に入会する場合は支部会費納入時、本会・本支部同時入会の場合は本会入金納入時とする。

2. 本支部への入会時期は、既に本会会員である者が支部に入会する場合は支部会費納入時、本会・本支部同時入会の場合は本会入金納入時とする。本会会員になったかどうかの確認は、総務委員が本会の入会情報を速やかに入手する事で行う。但し確認漏れを防ぐために、最終的には、本会会報「山」の記事で再度確認する。
3. 本支部が名簿を発行する場合は、発行年度の総会日の支部会員を記載するものとする。

(資格喪失又は退会)

第4条 資格喪失については、支部規約第6条、退会については、支部規約第7条に定める。なお、会費滞納による資格喪失については、本規程第22条(3)による。

第2章 支部準会員

本章は支部規約第5条の2に基づく本支部の準会員（以下「支部準会員」という。）について定めるものである。

（入会手続き）

第5条 本会の準会員であって、本支部への入会を希望する者は、所定の申込書を提出し、支部準会員会費を納めなければならない。

2. 入会時期については、本規程第3条に準ずるものとする。

（準会員・準会員としての期間）

第6条 準会員の定義、準会員としての期間は、本会準会員規程第2条、及び第3条に準ずる。

（参考：本会準会員規程）

(1) 第2条(準会員)本会の目的に賛同する個人は、通常会員になるまでの間、準会員として日本山岳会の活動に参加することができる。

(2) 第3条(準会員としての期間) 準会員は、入会后3年を経過した年の3月末までに通常会員に移行しなければならない。

① 前項の期間を経過して通常会員に移行しない場合は、原則として準会員の資格を失う。

② 準会員から通常会員への移行日は、原則として毎年4月1日とする。

（支部準会員会費）

第7条 支部準会員会費は、支部規約第28条に定める支部会員会費（年額2,000円）と同額とし、期限（毎年6月末）までに納めなければならない。

2. 本会の会員及び準会員で、本支部へ準会員として入会を希望する者は、所定の申込書を提出し、支部準会員会費（年額2,000円）をすみやかに納めなければならない。ただし前年度の本支部が主宰する登山教室受講者は、次年度支部会費一年分を免除する。また本会の会員あるいは準会員で本支部に支部会員あるいは準会員として当年度入会したものが当年度本支部の主宰する登山教室を受講したものは、当年度支部会費一年分を免除する。

（支部報の受領等）

第8条 支部準会員は、支部報の配布を受けることができる。

(施設等の利用)

第9条 支部準会員は、支部規約、並びに本支部の規程、及び要領にしたがって、本支部の施設、設備、備品およびホームページ等を利用することができる。

(活動への参加)

第10条 支部準会員は、本支部の各種の研修・行事・集会等に参加することができる。

(総会における議決権)

第11条 支部準会員は、支部総会における議決権を持たないものとする。

(役員就任の制限)

第12条 支部準会員は、支部規約第10条に規定する支部長に就任することはできない。

(資格喪失又は退会)

第13条 準会員における資格喪失の要件、又は退会時の手続きに関しては本規程第4条に定めた会員における資格喪失の要件、又は退会時の手続きと同様とする。

第3章 支部友

本章は、支部規約第5条の2に基づく支部友について定めるものである

(入会手続き)

第14条 本会の会員であって、本会の他支部に所属する者で、本支部への入会を希望する者は、所定の申込書を提出し、支部友会費を納めなければならない。

2. 入会時期については、本細則第3条(入会時期)に準ずるものとする。

(支部友会費)

第15条 支部友会費は、支部規約第28条に定める会費と同額(年額2,000円)を期限(毎年6月末)までに納めなければならない。

(支部報の受領等)

第16条 支部友は、支部報の配布を受けることができる。

(施設等の利用)

第17条 支部友は、本支部の規程および要領にしたがって、本支部の施設、設備、備品およびホームページ等を利用することができる。

(活動への参加)

第18条 支部友は、本支部の各種の研修・行事・集会等に参加することができる。

(総会における議決権)

第19条 支部友は、支部総会における議決権を持たないものとする。

(役員、評議員就任の制限)

第20条 支部友は、本支部の支部規約第8条に規定する役員、及び第9条に規定する評議員に就任することはできない。

(資格喪失又は退会)

第21条 支部友における資格喪失の要件、又は退会時の手続きに関しては本規程第4条に定めた会員における資格喪失の要件、又は退会時の手続きと同様とする。

第4章 会費滞納者

本章は、支部規約第6条のうち支部会費の滞納者に係る処置を明確にすることにより、支部の適正な運営を目指すものである。

(運用)

第22条 支部会費の滞納者に係る処置は次による。

- (1) 支部会費を1ヵ年以上滞納し、支部の請求があっても納入を怠った場合は、支部報、年次報告書、会員名簿等を送付しない。その旨を本人に通知する。
- (2) 支部会費を2ヵ年以上滞納し、支部の請求があっても納入を怠った場合は、総会の通知、年始晩餐会、会費納入督促を除く全ての通知を止める。その旨を本人に通知する。
- (3) 支部会費を2ヵ年以上滞納し3年目の年度末まで未納の者は、その日をもって会員資格を喪失し、4月の幹事会で報告し本人に通知する。
- (4) 未納の判定は期末日をもって行う。ただし、納入の遅延がやむを得ない理由が明らかでない場合においては、この限りではない。

第5章 その他

(改廃)

第23条 この細則の改廃は、幹事会で審議し、議決して行う。

附則

1. この細則は令和2024年1月1日より施行する。

2. この規程の施行により、同日付で下記規程は廃止する。

(1) 支部準会員規程（制定：2017年5月6日、改正：2020年5月9日）

(2) 支部友規程（制定：2017年5月6日）

(3) 会費延納者に関する規程（制定：2012年1月17日、改正：2012年4月1日、2013年7月16日、2014年9月16日）

（規程管理責任者：総務委員会委員長）